

生駒市条例第16号

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和50年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の2（見出しを含む。）中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改める。

附則第3条の3（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第3条の4（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第3条の5（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第3条の11中「附則第3条の7」を「附則第3条の8」に改め、同条を附則第3条の12とする。

附則第3条の10中「附則第3条の7」を「附則第3条の8」に改め、同条を附則第3条の11とする。

附則第3条の9中「附則第3条の7」を「附則第3条の8」に改め、同条を附則第3条の10とする。

附則第3条の8を附則第3条の9とする。

附則第3条の7中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」を加え、同条を附則第3条の8と

する。

附則第3条の6を附則第3条の7とし、附則第3条の5の次に次の1条を加える。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

第3条の6 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第8条中「附則第3条の7及び第3条の9」を「附則第3条の8及び第3条の10」に、「附則第3条の7及び第3条の10」を「附則第3条の8及び第3条の11」に、「第3条の10及び第3条の11」を「第3条の9、第3条の11及び第3条の12」に、「附則第3条の10」を「附則第3条の11」に改める。

附則第9条中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。